



島根県報

平成23年 2月15日 (火)

号外 第 1 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県給与等事務システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定する (人 事 課) 2
ための提案競技の実施

島根県旅費事務システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するた (") 6
めの提案競技の実施

公 告

島根県給与等事務システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県給与等事務システム（以下「給与等事務システム」という。）構築運用保守業務の調達

(2) 仕様

別に定める「島根県給与等事務システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書」による。

(3) 期間及び納期**ア 給与等事務システム構築業務**

契約の日から平成24年 6月30日まで

イ 給与等事務システム運用保守業務

平成24年 7月 1日から平成29年 6月30日まで

(4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

キ 提出書類の提出期限日において、国、他の地方公共団体等において同様のシステムを構築し、運用保守に係る契約をした実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的**(イ) 企業体の名称****(ロ) 構成員の住所及び名称****(ハ) 代表者の名称****(ニ) 代表者の権限**

- (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 取引金融機関
 - (ケ) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (ク) 欠損金の負担の割合
 - (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (セ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (ヨ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。
- エ 構成員の一部が(1)のキに該当すること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成23年2月15日（火）から平成23年2月24日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁3階） 島根県総務部人事課行政改革推進室

ウ 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

平成23年2月23日（水）午後2時30分から午後3時30分まで

イ 開催場所

松江市内中原町52 島根県職員会館（島根県庁西側） 多目的ホール

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

- (7) 提案書提出書 1部
 - (8) 提案書 10部
 - (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年3月8日(火)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年3月23日(水)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
 - (3) 提出先
郵便番号690-8501
松江市殿町1番地 島根県総務部人事課行政改革推進室
電話 0852-22-6291 ファックス 0852-22-5024
電子メール gyosei-kaikaku@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、質問提出期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)
 - (2) 質問提出期限
平成23年2月28日(月)午後5時まで
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、平成23年3月4日(水)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年3月11日付けで、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県総務事務システム提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 信頼性及び安定性の確保
 - イ 利用する職員にとっての操作性及び容易性
 - ウ 構築及び運用保守費用
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
 - (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
 - ア 第1次審査
書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。
 - イ 第2次審査
第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの日程については、平成23年3月29日（火）を予定している。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの日程等については、該当者にのみ別途通知する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

(6) 契約の締結

平成23年2月（第430回）島根県議会による予算議決がない場合には契約は行わない。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

Proposal for a salary management system for Shimane Prefectural Government
(system development, operation and maintenance)

(2) Deadline for submission of proposal documents :

3 : 00 p.m. 23 March 2011

(3) For further details contact :

Personnel Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6291

島根県旅費事務システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県旅費事務システム（以下「旅費事務システム」という。）構築運用保守業務の調達

(2) 仕様

別に定める「島根県旅費事務システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書」による。

(3) 期間及び納期

ア 旅費事務システム構築業務

契約の日から平成23年12月31日まで

イ 旅費事務システム運用保守業務

平成24年 1月 1日から平成28年12月31日まで

(4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

キ 提出書類の提出期限日において、国、他の地方公共団体等において同様のシステムを構築し、運用保守に係る契約をした実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のイからオまでに該当すること。

エ 構成員の一部が(1)のキに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成23年2月15日（火）から平成23年2月24日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁3階） 島根県総務部人事課行政改革推進室

ウ 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

平成23年2月23日（水）午後1時30分から午後2時30分まで

イ 開催場所

松江市内中原町52 島根県職員会館（島根県庁西側） 多目的ホール

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
 - (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
 - (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
 - (7) 提案書提出書 1部
 - (8) 提案書 10部
 - (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年3月8日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年3月22日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
 - (3) 提出先
郵便番号690-8501
松江市殿町1番地 島根県総務部人事課行政改革推進室
電話 0852-22-6291 ファックス 0852-22-5024
電子メール gyosei-kaikaku@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、質問提出期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
 - (2) 質問提出期限
平成23年2月28日（月）午後5時まで
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、平成23年3月4日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年3月11日付けで、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県総務事務システム提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 信頼性及び安定性の確保
 - イ 利用する職員にとっての操作性及び容易性
 - ウ 構築及び運用保守費用
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
 - (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。

ア 第1次審査

書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの日程については、平成23年3月28日（月）を予定している。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの日程等については、該当者にのみ別途通知する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

(6) 契約の締結

平成23年2月（第430回）島根県議会による予算議決がない場合には契約は行わない。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

Proposal for a travel expenses management system for Shimane Prefectural Government
(system development, operation and maintenance)

(2) Deadline for submission of proposal documents :

3 : 00 p.m. 22 March 2011

(3) For further details contact :

Personnel Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6291